

財 理 第 1497 号
平成 20 年 4 月 10 日

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 勝 栄二郎

成人識別自動販売機の導入を製造たばこの小売販売業等
の許可の条件とすることについて

成人識別自動販売機の導入を製造たばこの小売販売業の許可、営業所移転の許可又は出張販売の許可を受けた者に係る許可の条件とすることについては、たばこ事業関係法令及び平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4621 号大蔵省理財局長通達「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」によるほか、下記のとおり定めたので、これにより取り扱われたい。本通達は平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

記

1. 平成 20 年 6 月 30 日以前に製造たばこ小売販売業の許可を受けた者については、平成 20 年 7 月以降、自動販売機に係る調査を行い、その結果、自動販売機により製造たばこの販売を行っており、かつ、当該自動販売機が、成人識別装置を装備していないか、又は当該装置を装備しているがこれを常時作動させていないと認められる者については、製造たばこ小売販売業の許可の条件として「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別装置（たばこを購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」との文言を付し、又は当該文言を追加すること。
2. 上記 1 により、製造たばこ小売販売業の許可に条件を付され、又は追加された者が、当該条件に違反して自動販売機による製造たばこの販売を継続する場合においては、当該条件を遵守するよう指導を行うこととし、当該指導にもかかわらずこれに従わない者に対しては、たばこ事業法第 31 条第 2 号の規定に基づき、製造たばこ小売販売業の許可を取り消し、又は 1 月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずること。
3. 平成 20 年 7 月 1 日以降行われる製造たばこ小売販売業の許可については、「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」に基づき、すべて成人識別自動販売機導入の許可条件が付されることとなるが、これにより当該条件を付された者が、当該条件に違反して自動販売機による製造たばこの販売を行う場合においても、2. と同様に措置するものとする。
4. 上記 1、2 及び 3 は、営業所移転の許可及び出張販売の許可について準用する。